**【本動画について～導入】**

この動画は、令和４年度から実施する世田谷区建設工事に係る入札制度について説明するものです。

世田谷区では、平成２７年に施行された公契約条例の趣旨を入札制度に具体的に反映する考えのもと、事業者による労働環境整備等の取組みの評価やダンピング防止対策の強化など、さまざまな入札制度改革を令和４年度より行います。

　ごらんのとおり、始めに「公契約条例の周知等に関する取組みについて」ご説明させていただき、続いて「令和４年度からの建設工事に係る新しい入札制度について」説明いたします。

なお、この動画と同様の内容について、令和３年１２月から令和４年１月にかけて建設事業者向け説明会を開催いたしました。その際の資料につきましては、画面表示のＵＲＬに掲載しております。この動画の説明欄にもリンクがございますので、ご参照ください。

**【公契約条例の周知等に関する取組みについて】**

公契約条例の概要

　　それでは、まず世田谷区公契約条例の概要からご説明いたします。

世田谷区では、区の調達に係る売買、賃借、請負等の契約及び指定管理協定における基本方針や区長及び事業者双方の責務等について必要な事項を定めるため、「世田谷区公契約条例」を制定し、平成２７年４月１日に施行しました。

公契約条例は、適正な入札等を実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図り、もって公契約に係る業務の質の確保、区内産業の振興、地域経済の活性化、区民福祉の増進を図ることを目的としたものです。

今般の入札制度の見直しはこの公契約条例の理念を取り入れたものとなっています。

　　この公契約条例に基づく取組みをご紹介いたします。

主なものとしては、労働報酬下限額制度がございます。こちらは言わば世田谷区独自の最低賃金にあたるものでして、予定価格3000万円以上の工事契約案件、及び予定価格2000万円以上の委託などの工事以外の契約案件について、区と契約する事業者の皆様がこの案件に従事される方に支払う報酬の下限となる額を区がお示ししまして、これをお守りいただくことで、適正な賃金の支払いや適正な労働条件の確保及び向上を共に目指していくという趣旨のものになっております。

下限額が適用となる従事者ですが、元請の事業者はもちろんのこと、下請負者や一人親方等、対象となる業務に直接従事される方は原則として全員に適用されます。このため、労働報酬下限額の適用がある契約案件において、例えば元請の事業者が下請負者から見積を徴取する際には、労働報酬下限額の適用がある旨をお伝えいただき、下限額以上の賃金の支払いを勘案した見積書を作成していただく必要があります。

　　なお、工事契約案件の労働報酬下限額は、東京都における公共工事設計労務単価の各職種につき８５％としており、この割合は令和４年度においても同様となります。例年２月ごろに翌年度に適用される公共工事設計労務単価が国より発表されますので、具体の金額についてはそれ以後に区より改めて告示し、ホームページにて周知いたします。

　　また、委託などの工事以外の契約案件については、令和４年度からは1,170円となります。

労働報酬下限額周知カード及び周知確認書について

　　続いて、この労働報酬下限額に関連する令和４年度からの新たな取組みとして、対象となる契約案件については、下限額について従事者お一人おひとりに周知させていただくため、区から事業者の皆様へ、従事される方々の人数分の労働報酬下限額周知カードをお配りしていく予定です。カードは名刺サイズとなっており、従事者の方に対し、賃金に下限額が適用されること等が記載されております。こちらを従事者の方へお配りいただき、また、従前よりお配りしているポスターについても併せて掲示いただければと考えています。

　　こちらについては、先ほど申し上げたとおり工事契約であれば、予定価格3000万円以上の案件に直接従事される方については、下請負者に雇用されている方や一人親方等についても労働報酬下限額が適用されますので、これらの従事者の皆様にも、下請負の事業者様等を通じて配布いただくようお願いいたします。

　　また、お配りいただいた後には確認のため、下限額について周知いただいた旨を周知確認書にご記入いただき、区へご提出いただきます。

よって、この周知カードおよび周知確認書の大まかな流れとしてはこちらの通りです。まず区から元請事業者へ下請事業者分も含めた周知カードをお渡しします。元請事業者は自社の従事者へカードを配布し、併せて下請事業者へ、下請事業者の従事者分のカードをお渡しいただきます。二次下請以降についても同様です。

次に、各事業者で自社の従事者への周知を終えた後に周知確認書を作成し、ご提出いただければと思います。

この例のように下請事業者がある場合については元請事業者のほうで下請事業者の分を取りまとめの上、区へいただく形となります。

**【世田谷区建設工事総合評価方式の説明】**

総合評価方式の概要

　つづいて、「令和４年度からの建設工事に係る新しい入札制度について」ご説明します。

　まず来年度から始める新しい入札方式である世田谷区建設工事総合評価方式についてご説明させていただきます。

　今回の入札制度改革は、公契約条例の理念に基づき、適正な労働条件の確保やダンピング防止を図り、公共工事の品質の向上を目指していくものでございますが、そういった考え方を主に総合評価方式の仕組みの中で具現化しております。

　通常の価格のみの競争入札では、もっとも安い価格で入札した事業者が落札者となることが基本となりますが、総合評価方式入札では、価格だけでなく価格以外の要素を含めて総合的に評価し、それらを点数化した評価値が最も高い事業者が落札者となります。

　この入札方式は、平成17年に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（いわゆる品確法） において導入を推進するよう位置付けられ、世田谷区では平成21年度以来実施してまいりました。

　世田谷区においては、施工能力審査型総合評価方式を、平成21年度に試行開始し、平成26年度から本格実施してきました。この方式では、安定的な品質確保や地域社会に貢献している事業者の皆様の受注機会の拡大の観点から、「価格点」「施工能力評価点」「地域貢献評価点」の大きく３つの評価点の合計により落札者を決定してきたところです。

　この度この方式の大幅な改定を行い、公契約条例の趣旨を具体的に反映した「世田谷区建設工事総合評価方式」を令和４年度契約案件から試行という形で実施いたします。

　ここでは、これまでの「価格点」「施工能力評価点」「地域貢献評価点」に加えて「公契約評価点」という新しい評価点を加えます。

　また、後ほど詳しくご説明いたしますが、価格点の評価においても過度な低価格入札を抑制する仕組みを導入いたします。

　では、制度の内容についての説明に移ります。

　なお、制度の詳細につきましては、「世田谷区建設工事総合評価方式の手引き」にまとめておりますので、区ホームページよりダウンロードの上、本動画とあわせてご参照ください。各スライドの右上には関連資料として手引きの該当ページ等を記載しております。

評価値の構成

　では、評価値の構成の全体像について説明します。

　ご覧のとおり、評価値は１００点満点となり、価格点が５０点、その他の評価点が５０点という形で価格と品質のバランスを競う入札となります。

　価格以外の評価項目は大きく「施工能力評価点」「地域貢献評価点」「公契約評価点」の３つによって構成されています。

　詳しい中身はこの後説明してまいりますが、「施工能力評価点」が２０点満点、「地域貢献評価点」が１５点満点、「公契約評価点」も１５点満点となります。

　なお、事業者の皆様に評価の対象となる様々な取組みについて準備していただく期間も考慮いたしまして、これらの評価項目は始めから全てを適用するのではなく、この中から案件ごとに選択して用いることといたします。星印のついている項目が必ず適用する必須項目となり、それ以外の項目は案件によって適用する選択項目となります。

価格点

　始めに価格点について説明してまいります。

　これまでの施工能力審査型総合評価方式では入札価格が安ければ安いほど高い点数がとれる方法をとっていましたが、今回の方式では過度な低価格入札を抑制するため、ご覧のとおり一定の基準価格より安い入札では、価格点が逓減する仕組みになります。

　適正な労働環境や品質を確保するため、最も適正と思われる価格として評価基準価格というものを設定します。具体的な仕組みを、入札価格が高い方から順に確認してまいります。

　まず競争の上限値である①予定価格から②評価基準価格までの間では入札価格が安くなるほど高い価格点がとれるようになります。予定価格付近では急カーブで価格点が上がりますが、評価基準価格に近づくほど徐々にカーブが緩やかになり、価格点の差がつきにくくなります。

　つづいて評価基準価格ちょうどの入札では、価格点の満点である５０点を獲得することができます。したがって、より高い価格点を獲得するためには、入札価格をこの評価基準価格に近づける必要があります。

　評価基準価格より低い入札価格では徐々に価格点が下がっていき、こちらも評価基準価格付近ではカーブが緩やかですが、低価格入札になるほど急カーブで価格点が下がります。

　なお、これまでどおり低入札価格調査制度を適用しますので、

入札価格が③調査基準価格を下回った場合には、資料の提出やヒアリングによる調査を行い、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には落札することができません。

　さらに④失格基準価格を下回った場合には、調査も行わず失格となり、落札することができません。

　なお、これらの基準価格については、①予定価格は事前公表、④失格基準価格についてはこれまで非公表としていましたが、この方式では公表しても入札価格がここに集中するおそれがないので、事前公表とします。総合評価方式でない、通常の価格競争入札では従前どおり失格基準価格は非公表です。

　また、②評価基準価格と③調査基準価格については事前・事後ともに非公表となります。

　価格の設定範囲については、②③どちらも予定価格の７５％〜９２％の間とします。調査基準価格についてはこれまで予定価格の７０％〜９０％の間で設定していましたので、設定範囲は引き上げとなります。

評価基準価格

　では、つづいて評価基準価格について詳しくご説明します。

　評価基準価格は、さきほど申し上げたとおり適正な労働環境、品質を確保するため、最も適正と思われる価格として設定するものであり、この価格ちょうどの入札によって満点をとることができます。

　基準価格自体は非公表ですが、算出式はあらかじめ公表となり、予定価格を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等にご覧の係数をかけて算出します。

　なお、解体工事については、直接工事費の係数について、その他の工事では0.97をかけるところを、0.8をかけるものとします。

　この算定式については、東京都での総合評価方式でも同様の考え方に基づいて入札を行っており、その計算方法に準じた形となります。

価格点の算出式

　つづいて、価格点の計算方法について説明します。

　価格点の算出式については、評価基準価格より高い価格帯（グラフの左側）と評価基準価格より低い価格帯（グラフの右側）で２つの式に分かれています。

　評価基準価格より高い価格帯では、画面で上に記載されている式に基づいて計算をし、評価基準価格に近づくほど価格点が上がっていくこととなります。

　評価基準価格より低い価格帯では、下に記載の式に基づいて計算をして、評価基準価格から遠ざかるほど価格点が下がっていくこととなります。

　以上が価格点に関するご説明となります。このように新しい総合評価方式では安ければ安いほど点がつくというのではなく、適切な品質や労働環境の確保のため、一定基準を過ぎた低価格入札を抑制する方法をとります。

施工能力評価点について

　つづきまして施工能力評価点のご説明をいたします。

　配点は施工能力評価点全体で20点としております。この中の構成としましては、「工事成績」「優良工事実績」「配置予定技術者の資格」「配置予定技術者の実績」の４つからなっております。星印のついている「工事成績」については必須項目になります。

工事成績

　では、まず工事成績についてご説明いたします。

　工事成績の配点はマイナス２点から13点となっております。従来の施工能力審査型でも工事成績については評価対象となっていましたが、これまでとの主な変更点としましては評価の実効性を高めるため評価区分を細分化するとともに、60点未満の工事成績評定に該当するものがある場合には減点となる仕組みを導入しております。

　まず、評価対象についてです。入札公告の当該年度及びその前５度内に完了した世田谷区発注工事のうち、竣工日が直近３件の工事成績評定を対象といたします。この３件の工事成績評定の平均を算出し、右側の表の区分に応じて評価点を決めます。平均点１点刻みで評価点が変わるようになっており、先ほど申し上げたとおりこれまでより細かく差がつくようになっています。

　対象となる工事実績が３件に満たない場合には、実績に応じて２件の平均、または１件しか実績がない場合にはその１件の評定をもとに評価点を決めます。対象となる工事実績がない場合には工事成績の評価点は０点となります。

　また、対象となる工事成績評定のうち60点未満のものがある場合は、当該評定を０点とみなして平均を算定します。これによって60点未満の評定がある場合には、右側の表で40点以上60点未満、または40点未満の区分に該当することになるので、評価点はマイナス1点、マイナス2点という形で減点となります。

　なお、総合評価方式そのものの制度ではございませんが、それに付随とする取組みとして、工事成績評定の透明性を高める観点から、これまで公表していなかった区が成績評定をする際の詳しい評価項目を公表するとともに、案件ごとの工事成績評定を経理課の窓口で閲覧できるようにいたします。

　これまでご説明した工事成績の評価の具体例をご紹介いたします。

　事例①では直近３件の実績が66点、72点、69点となり、３件の平均は69点となります。これを右側の表に当てはめると69点以上70点未満のところに該当し、評価点は7.5点となります。

　事例②は直近３件のうち１件が60点未満であった例となります。この１件については０点として取り扱うので、74点、０点、76点の平均で50点となります。右側の表にこれをあてはめるとマイナス１点と、減点となります。

　事例③は対象実績が２件しかない例になります。一番左側の71点については対象期間外なので、62点と66点の２件の平均により64点となり、評価点は５点となります。工事成績については以上です。

優良工事実績

　つづいて優良工事実績のご説明になります。こちらの配点は３点満点です。

　この評価項目では世田谷区から請け負った工事の中に、区が公表する優良工事実績に認定されたものがある場合に評価します。優良工事実績は年度ごとに公表しますが、過去３年度分を対象とし、優良工事実績に認定されたものが２件以上ある場合には３点、１件ある場合には２点といたします。

　この評価の大元となる優良工事実績については、従来は工事成績トップ10として毎年上位10位までを公表しておりましたが、今回、これを改めまして上位10位以内かつ工事成績評定が70点以上のものを公表することにします。また、これまで設備工事につきましては電気・機械あわせて10位以内の公表としていましたが、今後は電気設備と機械設備に分けて取り扱うことといたします。

配置予定技術者の資格、実績

　つづきまして、配置予定技術者の資格、実績の項目についてご説明いたします。こちらについては、これまでの施工能力審査型から変更点はございません。

　まず配置予定技術者の資格については２点満点で評価いたします。

　一級技術者については２点、二級技術者については１点の評価となります。一級技術者、二級技術者の定義については建設業法によります。評価にあたって提出していただく書類は、保有資格証の写しと保険証の写しなど雇用関係を証明する書類になります。

　次に配置予定技術者の実績についてご説明します。こちらも2点満点となり、発注する工事と同種工事、類似工事の実績を評価いたします。同種工事、類似工事の具体的な要件は発注案件の落札者決定基準でお示しいたしますが、同種工事は規模や金額が発注工事と同程度以上のもの、類似工事は規模や金額が発注工事の半分以上のものを基本とします。

　評価点は資料に記載の表のとおりとなりますが、技術者が監理技術者や主任技術者として係った場合とそれ以外の担当技術者として係った場合では、点数が異なります。

　施工能力審査型の総合評価方式においても同様の対応をしておりましたが、技術者の方の退職やご病気などのやむを得ない事情により、配置予定技術者を落札後に変更する場合には、同点以上の評価点を得ることができる方を配置していただくこととします。同点以上の方を配置できない場合には、当該工事の工事成績評定を５点減点となります。

　施工能力評価点については以上となります。

施工能力評価点について

　つづきまして地域貢献評価点について、ご説明いたします。配点は地域貢献評価点全体で15点となります。この評価点の構成は「災害時協力協定」「区内本店事業者」「地域経済振興」の３項目からなっています。こちらについては３項目すべてが必須項目となります。

災害時協力協定

　まず災害時協力協定についてご説明します。この評価項目については世田谷区との災害時協力協定を締結していることの評価、災害時協力協定に基づく活動実績があることの評価の２つからなり、６点満点となります。

　協定の締結については、区と協定を締結している団体又はその構成員である場合に評価することとし、対象となる協定は区のホームページに掲載しています。

　なお、これまで対象としていた災害時協力協定に準ずる協定の評価は廃止となります。

　災害時協力協定に基づく活動実績については、今回新たに加える評価項目となりまして、ご覧のとおり、協定に基づく活動であること、災害発生時に区の要請に基づいて行った活動であること、区で実態を確認できるものであること、入札公告の当該年度及びその前３年度内の実績であることが条件となります。

　活動実績の申告方法につきましては、所定の書式により経理課に申告をしていただき、評価対象の活動であることが確認できれば、認定いたします。この申告は、入札手続き以外のタイミングでも、活動のあった日以降いつでも行うことができます。

　評価の点数については、協定を締結している団体又は構成員であることで３点、協定に基づく活動実績があることで３点、両方を満たす場合には６点となります。

区内本店事業者

　つづきまして、区内本店事業者の評価についてご説明いたします。こちらについては従前の総合評価方式でも実施していた評価項目となりますが、電子調達サービスに登録されている本店所在地が世田谷区内の場合に評価することとし、区内本店事業者については３点の加点となります。

地域経済振興

　つづきまして地域経済振興の評価についてご説明いたします。こちらの配点は６点満点です。

　過去に受注した世田谷区の工事について、工事請負代金のうち、自社施工及び区内事業者への下請負契約の金額が占める割合を評価します。下請契約については一次下請けに限るものとし、自社施工の金額は入札参加者が区内事業者の場合に限って評価対象とします。

　対象となる工事は直近３件のものから、事業者の皆様が任意の１件を選ぶことができます。

　評価にあたっての提出書類は、世田谷区の工事の受注時にいつもご提出いただいている下請使用状況届の写し（工事竣工時のもの）、下請負契約書など区内事業者への発注を証明する書類の写しとなります。

　評価の点数は、区内事業者への下請負契約等の割合が75%以上の場合は6点、50%以上の場合は4点、25%以上の場合は2点となります。

　評価例が右側にございますが、工事請負代金を１億円とした場合、自社施工分が３千万円、区内事業者への下請が３千万円と１千万円の２社あったとすると合計７千万円となり、全体に占める割合は70%となります。この場合の評価点は50%以上の部分に該当しますので４点となります。

地域貢献評価点については以上となります。

公契約評価点について

　続いて公契約評価点についてとなります。こちらはすべて今回新しく追加する評価項目で、配点は公契約評価点全体で15点満点となります。評価項目は、ご覧の７項目から構成されています。このうち、「賃金支払の状況」「労働福祉の状況」「労働安全衛生」の３つが必須項目となります。

賃金支払の状況

　では、まず「賃金支払の状況」の評価項目の説明になります。

　冒頭の公契約条例に関するご説明の中でもお話しさせていただきましたが、世田谷区では条例に基づき、区と契約する事業者の皆様から従事者の方への賃金の下限とする額として労働報酬下限額を定めています。これによって適正な賃金の支払いや適正な労働条件の確保・向上を共に目指していくというのが条例の趣旨となっています。労働報酬下限額は、予定価格3,000万円以上の工事に適用され、金額は東京都における公共工事設計労務単価の85%としております。

　評価項目「賃金支払の状況」では、この労働報酬下限額の遵守状況を評価します。下限額は条例に基づく取り組みであり、契約約款でも遵守する旨が定められていることから、発注工事に従事する全職種について遵守できることを基本とし、遵守できない場合には減点となります。

　具体的な点数としては、遵守できる場合は０点、遵守できない場合はマイナス２点とします。

　　遵守の確認方法は、入札時の手続きと工事竣工後の手続きの２つからなります。

　まず入札時に資料右側に載っている「労働報酬確認台帳兼誓約書」をご提出いただきます。

現場で従事を予定している労働者の職種ごとに、各職種における最も安価な従事者の賃金支払予定額を賃金額欄に記載していただきます。

　加えて、こちらはあくまで入札時の予定としてお書きいただくことから、実際に従事者へ支払う賃金額が下限額を下回らないこと等について誓約をしていただきます。

　区ではこれをもって入札時の評価を行います。

　つづいて評価の実効性を確保するため、工事竣工後に行う手続きについてです。

　工事竣工後には実際に下限額以上の賃金が支払われたことを確認するため、従事した職種ごとに最も低い額を支払った方に関わる賃金台帳の写しなど支払いを証明する書類をご提出いただきます。提出期限は、工事が竣工した月の翌月末日までとします。区では、これをもとに実際に賃金が下限額以上であることを確認いたします。

　この際、入札時に遵守できると申告していたにもかかわらず、労働報酬下限額以上の支払いが行われていなかった場合には当該発注工事の工事成績評定を10点減点いたします。

　なお、工事竣工前であっても従事者からの連絡などに基づき、区が調査をした結果、遵守できてないことが判明した場合も同様の取り扱いといたします。

労働福祉の状況

　つづいて「労働福祉の状況」についての説明になります。スライド18をご覧ください。

　皆様ご存知の通り、公共工事を直接請け負う事業者におかれましては、建設業法に基づき経営事項審査を受けていただいております。この「労働福祉の状況」の評価項目では、経営事項審査に基づいて点数を評価することとなります。画面に表示されているのは経営規模等評価結果通知書になりますが、経営事項審査では「労働福祉の状況」という項目がございまして、今回の総合評価方式での評価はこちらの点数をもとに３点満点で行います。

　経営事項審査における点数構成は、加点項目と減点項目が３つずつございましてマイナス120点〜45点の範囲で審査されることになっています。

　加点項目は、建設業退職金共済制度への加入、退職一時金制度または企業年金制度の導入、法定外労働災害補償制度への加入の３項目で、１つ該当するにつき15点が加算されます。

　減点項目は、雇用保険の未加入、健康保険の未加入、厚生年金保険の未加入の３項目で、適用除外の事業者を除き、こちらは１つ未加入につきマイナス40点となっております。

　電子調達サービスにおいては入札参加資格の取得の条件として、保険の加入が必須となっておりますので、基本的に皆様、減点項目の該当はないことになるかと思います。

　総合評価方式での評価点といたしましては、この経営事項審査の「労働福祉の状況」の結果をもとに評価を行うこととし、経営事項審査の結果が45点であれば３点、30点であれば２点、15点であれば１点、５点以下の場合は０点となります。

　提出書類としては、先ほども画面でお示しした経営規模等評価結果通知書の写しをご提出いただきます。

労働安全衛生

　次に労働安全衛生のご説明となります。

　こちらは入札公告時点における建設業労働災害防止協会への加入有無、この協会が実施しているコスモス認定またはコンパクトコスモス認定の有無について、４点満点で評価します。

　協会の概要やコスモス認定については次のスライドをご覧ください。

　建設業労働災害防止協会（略して建災防といいます）とは、労働災害防止団体法に基づき建設業における労働災害の防止を図ることを目的に設置された団体で、厚生労働省が所管する特別民間法人となります。

　建設業を営む事業主であればどなたも加入することができ、加入すると各種技能講習会の情報提供や、安全管理士等による技術指導や安全診断、安全パトロールなどが受けられます。加入申込みは協会の都道府県支部で受け付けており、年間費は事業規模等により異なりますので支部までお問い合わせください。

　つづいて、コスモス認定とはこの協会が実施している、事業者の建設業労働安全衛生マネジメントシステムの構築・実施状況を評価し、認定する制度です。

　認定を取得することにより、社員の安全衛生意識の強化や企業としての社会的責任の実現、社会的信頼の向上などが図られます。

　コンパクトコスモスとは、コスモスの中小規模建設事業場向けのものとなり、50人未満程度の事業者向けのものとなっております。コスモスの考え方自体は変えずに、運用方法の工夫により負担を軽減したものとなっています。

　コスモス、コンパクトコスモスともに認定期間は3年となり、取得に必要な認定料はコスモスが約110万円、コンパクトコスモスが約５８万円となります。

　相談・申込は建災防のコスモスセンターで受け付けており、申込後は書類審査、実地審査によりコスモス認定基準に適合しているかどうかの評価がされます。

　総合評価での評価にあたっては、協会の加入証明書の写し、コスモス認定書の写しによって確認を行います。

　評価の点数は、建設業労働災害防止協会へ加入している場合は２点、コスモス又はコンパクトコスモスの認定を受けている場合には２点、協会に加入しかつコスモスまたはコンパクトコスモスの認定を受けている場合は合計４点となります。

建設キャリアアップシステム

　つづいて建設キャリアアップシステムの説明になります。

　この項目では入札公告時点において、建設キャリアアップシステムへの事業者登録をしている場合に評価をし、２点満点となります。

　建設キャリアアップシステムとは建設業に従事される技能者の就業履歴や保有資格等を業界統一のルールで蓄積することによって、技能者の処遇改善や技能研鑽を図るという国土交通省が進めている取り組みです。

　システム登録をすると技能者には社会保険加入状況や保有資格、研修受講履歴等を登録した IC カードが交付され、現場入場の際にカードリーダーなどで読み取ることで個々の技能者の就業履歴等がシステムに蓄積されていきます。

　この IC カードは、保有資格や蓄積した就業履歴などの本人の技能レベルに応じて４段階のレベルアップができることとなっており、技能者への適正な処遇の実現が図られます。

　建設キャリアアップシステムの登録手続きについてですが、事業者や技能者による登録はインターネット、窓口どちらでも申請可能になります。

　登録・利用に必要な費用としまして、事業者の皆様におかれましては、登録料、管理者 ID 利用料、現場利用料の３つがございます。登録料につきましては、資本金に応じて金額が異なっており、例えば1千万円以上2千万円未満の事業者については24,000円となります。管理者 ID 利用料については ID 一つにつき11,400円となります。その他、現場利用料が必要となり１人１日１現場当たり１回10円がかかります。

　一方、技能者の登録においては、簡略型と詳細型の２つに分かれており、それぞれ2,500円と4,900円となります。

　登録や利用に関しては様々なサポートがございまして、まず登録方法についての情報を得るため運営事務局である建設業振興基金によるZOOMを活用したサテライト説明会があります。その他、同じく建設業振興基金による、登録や運用のポイントを発信した YouTube の専門チャンネルや専門の行政書士による代行申請、認定アドバイザーによる指導・助言等のサポートもございます。また、厚生労働省による事業として、カードリーダーの購入や専用アプリの利用等の助成金もございます。

　キャリアアップシステムについては制度のチラシの他、利用料の詳細、認定アドバイザーに関する資料も配布しておりますので参考にしていただければと思います。

　その他、世田谷区の事業者を対象とした、建設業振興基金による登録説明会につきましても、皆様のご希望状況に応じて開催を検討しております。本日のアンケートで、皆様のご意向をお伺いする項目がございますので、是非ご回答ください。

　総合評価での評価にあたっては、確認書類として、登録時に届くハガキやメール、システムの事業者ログイン画面の写し等をご提出ください。

　評価の点数は、事業者登録をしている場合、２点となります。

男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス

　次に男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの項目の説明になります。この評価項目も２点満点となります。

　こちらは都や国が実施している女性活躍やワーク・ライフ・バランス関係の各種認定を受けている事業者に加点をするものです。

　具体的には、入札公告時点において、東京ライフ・ワーク・バランス認定、えるぼし認定、くるみん認定の３つの制度のうち、認定を受けている数の評価をします。

　それぞれの制度の説明をしてまいります。

　まず、東京ライフ・ワーク・バランス認定ですが、こちらは東京都による認定制度になり、従業員が生活と仕事を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向けて優れた取組みを行っている中小企業等を認定し、広く公表することで働き方の見直しについて社会的気運の醸成を図るとともに、都内中小企業の雇用環境の整備を推進することを目的としています。

　対象は、都内に本社または主たる事務所を置き、常時雇用する従業員の数が300人以下の企業等となります。

　今年度の応募期間はすでに終了していますが、例年ですと同じようなスケジュールで認定が行われていますので令和３年度の例をお示ししますと、４月から６月に認定を希望する企業の応募を受け付け、10月までに審査を行い、12月に認定企業の発表をしております。

　長時間労働の削減に関する取組みや、休暇取得促進に関する取組み、育児・介護と仕事の両立の推進に関する取り組み、女性の活躍推進に関する取り組みなどを評価し、毎年10数社程度の企業が認定を受けています。

　東京ライフ・ワーク・バランス認定については、配付資料のなかに東京都の令和３年度版の募集チラシがございますので参考にしてください。

　次にえるぼし認定とくるぼし認定について、こちらはどちらも厚生労働省が実施する制度となりますが、まずえるぼし認定からご説明します。

　こちらは、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度です。

　この認定制度は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業者のうち、一定の要件を満たした場合に認定されるものであるため、認定取得にはまず一般事業主行動計画を策定していただく必要があります。

　策定・届出にあたっては、まず、女性労働者の割合や継続勤務年数の男女差など社内での状況把握や課題分析をしていただきます。これをもとに行動計画を策定することになりますが、その中には例えば「採用者に占める女性比率を●％以上とする」といった具体的な数値目標を掲げ、全体の計画期間、目標達成に向けた取組内容や、その実施時期を記載していただきます。これを社内周知や外部公表をしたうえで、東京都労働局に届出をします。

　そのうえで改めてえるぼし認定を受ける申請を東京都労働局にしていただき、一定の要件を満たしている場合には認定を受けることができます。

　なお、女性活躍推進法に基づく行動計画は、現在では常時雇用する労働者数が301人以上の事業主に届出が義務づけられていますが、令和４年４月からはこれが101人以上の事業主に拡大されます。

　また、義務が課されていない事業主であっても、策定・届出を行い、えるぼし認定の申請を行うことが可能です。

　続いてくるみん認定ですが、こちらも厚生労働省による認定制度で、同じ一般事業主行動計画の届出が前提となる制度となりますので、認定までの手順は似たような流れとなります。

　この制度は、次世代育成支援対策推進法に基づき、一定基準を満たす企業を、子育てサポート企業として認定するものです。

　こちらは、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、その行動計画に定めた、育児休業取得率や法定時間外労働時間数などに関する目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合に認定を受けることができます。

　したがって、えるぼし認定と同様に認定取得には、まず一般事業主行動計画を策定し、社内への周知、外部公表のうえで、東京都労働局へ届出をしていただく必要があります。

　この行動計画は、労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに向けた計画となります。

　行動計画には、計画期間、目標、目標達成のための対策内容と実施時期を定めていただきます。

　そして行動計画の期間の終了後、くるみん認定の申請を東京都労働局に行うことができます。くるみん認定は、行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合に認定される制度ですので申請は、行動計画期間の終了後となっています。

　また、認定の対象となるには計画期間が２年以上５年以下であることが必要です。

　この他、男性労働者の育児休業等の取得率が一定割合以上であること、フルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間が一定以下であることなどのあわせて10個の基準があり、これらをもとに認定の判断がされます。

　この行動計画は現在常時雇用する労働者数が101人以上の事業主には届出が義務づけられていますが、義務が課されていない事業主であっても、くるみん認定の申請を行うことが可能です。

　なお、えるぼし認定とくるみん認定の両方を取得したい場合は、それぞれの法律の趣旨に基づいた計画を策定する必要がございますが、一体として一つの計画として作成することも可能です。

　えるぼし認定とくるみん認定については、東京労働局雇用環境・均等部で相談を受け付けています。

　制度に関するご説明が長くなりましたが、総合評価方式での評価方法に戻りますと、今回の評価におきましては、ただいまご説明した３つの認定制度のうち、２つ以上の認定がある場合は３点、１つの認定がある場合には２点の加点を行います。

　認定の確認は各認定状の写しなどによって行います。

障害者雇用

　次に障害者雇用の説明となります。

　こちらは入札公告時点における障害者雇用状況に基づき、マイナス２点〜２点の間で評価をします。

　障害者の法定雇用義務があるかどうかによって評価の区分が異なり、法定雇用義務がある事業者が法定雇用率を達成していない場合には減点となります。

　法定雇用義務がある事業者については、法定雇用率を達成し、さらに1名以上の雇用がある場合には２点、法定雇用率を達成している場合は０点、法定雇用率を達成していない場合はマイナス２点の減点となります。

　法定雇用事務がない事業者については、１名以上を雇用している場合に２点とし、雇用していない場合には０点となります。

　なおここでいう１名とは障害者雇用促進法における雇用率算定の考え方に準じるものとします。雇用率算定においては、障害者手帳の等級が１級または２級とされるような重度の障害者は法定雇用率の計算上１人を２人分としてカウントし、それ以外の障害者は１人分とカウントします。また、短時間勤務の労働者については、それぞれ0.5をかけた人数としてカウントします。例えば、短時間勤務の重度の障害者の場合は２×0.5で１人としてカウントになります。

　今回の総合評価方式では、評価にあたっての提出書類も法定雇用義務の有無によって異なり、法定雇用義務がある事業者については直近でハローワークに提出した障害者雇用状況報告書の写しを、法定義務がない事業者については障害者本人の雇用保険証や障害者手帳の写しといった実際に障害者を雇用していることがわかる資料により確認をします。

　なお、障害者雇用については、資料右下の記載のとおり、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター アイ-キャリア、世田谷区障害者就労支援センターで相談を受け付けています。

若年者雇用

　次に、最後の評価項目となります、若年者雇用についてご説明します。

　先ほどご説明した「労働福祉の状況」の評価と同様に、経営事項審査における点数を評価する項目となります。経営事項審査の審査項目である「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」では２つの項目について審査が行われています。

　評価はこの２つの項目における該当数によって行います。

　それではそれぞれの項目の内容についてお話しします。

　１つは「若年技術職員の継続的な育成及び確保」という項目で、こちらは満35歳未満の技術職員の人数の割合が技術職員の人数の合計の15%以上になっているかを審査しています。

　もう１つは「新規若年技術職員の育成及び確保」という項目で、こちらは満35歳未満の技術職員のうち審査対象年内に新たに技術職員となった者の割合が、技術職員の人数合計の1%以上となっているかを審査しています。

　要するに、１つ目が全体における若年者の割合、２つ目が新規採用などの新しい若年技術者の割合の評価です。

　総合評価方式の評価にあたっては、「労働福祉の状況」と同じく経営規模等評価結果通知書の写しによって確認し、経営事項審査においてこのうち２つとも該当していれば２点、１つのみ該当していれば１点となります。

　ここで、区で行っている施策の紹介をさせていただきます。

　区では、建設業界における人材の採用や定着促進のため「世田谷で働こう！」という若年者就業のための事業を実施しています。

　こちらは大きく分けて、新規採用を目的とした「採用促進プログラム」と採用した人材の定着のための「定着促進プログラム」の２つからなっており、区内の事業者向けに行っています。「採用促進プログラム」では合同企業説明会や就活者との座談会、会社見学ツアー等により会社の魅力を発信していただき、就活をしている方と直接会うことにより人材の採用に繋げていきます。また、「定着促進プログラム」では若手社員向けに仕事への向き合い方や組織の中での人との関わり方の研修や、指導者向けには今の時代の人材育成に必要な知識のノウハウについての研修を実施し、人材の定着率のアップにつなげていきます。対象は、世田谷区内に本社、本店又は事業所をもつ正規職員の求人がある中小企業となり、「採用」「定着」の両方のプログラムを利用される事業者となっております。ご利用は、全て無料となっていますのでぜひご活用ください。

　以上が公契約評価点の説明となります。

　始めにも申し上げたとおり、総合評価方式での落札者の決定は、これらの評価点の合計である評価値によって行います。価格点、施工能力評価点、地域貢献評価点、公契約評価点を全て合計し、100点満点で評価し、もっとも評価値が高い事業者が落札者となります。

提出書類について

　つづきまして、提出書類に関する説明です。

　これまでの説明でも各項目ごとにお伝えいたしましたが、全ての提出書類をまとめたものが左側の表となります。冒頭でも申し上げましたが、評価項目は案件ごとに選択式で行いますので、該当の評価項目に関する書類をご提出いただくこととなります。

　提出方法については、入札でご利用いただいている電子調達サービス上ではなく、電子申請のシステムによって電子データで提出をしていただきます。参考に画面例を掲載しておりますが、電子申請はデータを添付し、送信するのみの非常にシンプルなシステムになっておりますので特別な手続きは必要ございません。

　提出期限については、これまでの総合評価方式では入札参加希望申請の締切時にお受けしておりましたが、皆様の準備期間を確保するため、それより概ね10日から15日程度延長し、質問締切と同じ期限とすることを予定しております。

評価値のシミュレーション

　つづいて、これまでご説明した評価点を全て合わせましたシミュレーションの案内になります。

　制度の説明だけでは、具体的なイメージが掴みにくい部分もあったかと思いますので、今回は事例を４つご用意しております。

　これらの事例は、すべて予定価格等の条件は同じにしていまして予定価格が5000万円、評価基準価格が4,500万円、失格基準価格は3,500万円となります。このうち、予定価格と失格基準価格は事前公表となりますが、評価基準価格については実際には非公表となります。ただしこの評価基準価格についても実際の入札でも開札後であれば一定程度推測可能なものとなりますので、ここでは例としてお示しさせていただいております。

　また、この事例１〜４については、すべてA社からD社の４社による例でして価格点以外の評価点は全て共通となっています。各事例では入札価格が違うため、価格点のみが異なるという状況になります。

　では、まず事例１の説明です。この例は、全ての事業者が評価基準価格よりも高い金額で入札した場合になります。A社から順に4,950万円、4,900万円、4,850万円、4,800万円と安くなっています。評価基準価格より高い場合、価格点は安ければ安いほど高得点となり、予定価格に近い部分では急カーブで差がつきますので、予定価格近辺での入札では価格点の差が大きく、価格点が優位な事業者が落札しやすい形となります。よって、ここでは B社の価格点以外の点数は18点と、その他の事業者より低くなりますが、価格点で33.8点をとることで逆転し、落札者となります。

　つづいて事例２をご覧ください。こちらは評価基準価格の近辺で入札が行われた場合となります。A社から順に、4,700万円、4,600万円、4,550万円、4,450万円と評価基準価格である4,500万円付近で競争が行われています。評価基準価格付近では価格点の差がつきにくくなります。そのため、価格点以外の点数が大きく影響することとなります。この結果、価格点が有利であるC社やD社ではなく、価格点以外の点数が25点である B 社が１位となり、落札する結果となっています。

　つづいて事例３をご覧ください。

　こちらは評価基準価格を上回る価格と下回る価格に入札が分散した事例です。

　このケースではD社は4,250万円と評価基準価格の4,500万円を下回る価格で入札をしていますので、価格点が満点より下がることとなりますけれども、評価基準価格を少し下回った程度であれば大きく価格点が下がることはなく、４事業者の中でもっとも高い46.875点の価格点を獲得しています。この結果、合計値でも１位となり、落札することができています。

　このように評価基準価格を下回ると価格評価が逓減するものの、過度な低価格入札でなければ落札することもできます。

　事例４は同じく評価基準価格を上回る価格と下回る価格に入札が分かれた場合ですが、このケースでは分散の度合いが大きく、D社は失格基準価格付近の3,600万円で入札をしています。

　この場合、失格基準価格付近ではあまり価格点の点数がつかず、D社の価格点は9.5点となります。結果としてD社は落札することができず、価格評価とそれ以外の評価の合計によってB社が落札することとなります。

　以上、４つの事例を通して今回の総合評価方式の特徴をご説明いたしました。

令和４年度における試行の方針

　つづいて令和４年度における試行の方針についてご説明します。

　まず左側の試行実施予定件数ですが、全体の工事発注の約１割程度を今回の総合評価方式で発注することを見込んでおります。

　業種ごとに確認いたしますと、建築工事はおおよそ８件程度、設備工事は５件程度、土木工事も５件程度、造園工事は３件程度を予定しております。

　令和４年度は試行の初年度になりますので、まずこういった形で発注をし、検証・分析によってその状況を見ながら、順次拡大していくことを考えております。

　次に、評価項目は選択式であるというご説明をいたしましたが、その際の評価点の計算方法についてです。ご覧のとおり例えば、必須項目のみ適用するという例ですと価格点以外の評価点の合計35点となります。この場合、価格評価とそれ以外の評価のバランスがとれなくなってしまいますので、50/35の係数をかけて、50点満点にあわせて取扱います。

　こういった形で、あくまでも価格評価とそれ以外の評価は50:50で均等となるようにします。

　最後に事業者の皆様へのアンケートについてです。

　試行結果を検証して、よりよい制度を目指していくために、入札にご参加いただいた事業者の皆様へのアンケートを予定しております。

　アンケートはご覧の項目のような内容を予定していますので、入札参加時には是非ご協力をお願いいたします。

世田谷区建設総合評価方式のポイント

　長くなりましたが、世田谷区建設工事総合評価方式についての説明は以上となります。

　ポイントを振り返りますと、

①価格点50点満点、それ以外の彪亜k項目50点満点の合計100点満点での競争となること

②これまでの施工能力評価点、地域貢献評価点に加えて公契約評価点という新しい評価項目が加わること

③評価項目は案件ごとの選択式となるため、必ずしもすべてを適用するわけではないこと

④価格評価にあたっては、評価基準価格を下回ると点数が逓減すること

　こういった点がポイントとなっております。

**【その他の取り組み】**

その他の取組み

　最後に、その他の取組みについての説明になります。

　こちらは大きく３つございまして、予定価格の公表に関するもの、現場代理人の兼任に関するもの、入札における標準見積期間に関するものとなります。

　まず予定価格の公表については、従来は予定価格2,000万円以上を事前公表、2,000万円未満を事後公表としていましたが、より入札しやすい環境をつくるため今後は全件事前公表といたします。

　次に現場代理人の兼任についてです。この間、現場代理人の常駐義務緩和の取り組みとして、単価契約の工事や建築工事では契約金額7,000万円未満、それ以外の工事では3500万円未満の工事について現場代理人の兼任が可能という形にしておりました。これまではこの兼任可能件数を２件までとしておりましたが、今後は３件までに拡大いたします。

　最後に入札における標準見積期間についてです。これまでも予定価格が5,000万円未満であるか5,000万円以上であるかによって入札期間の長短を区分して設定しておりましたが、それぞれについて期間を延長いたします。

　設計図書を提供する資格確認通知時から開札までの期間を、予定価格5,000万円未満については約21日間に、予定価格5,000万円以上については約28日間とし、それぞれ１週間程度ずつ延長いたします。

　これらの取組みにより、事業者の皆様が入札しやすい環境を整備していければと考えております。その他、区では工事起工担当部署と連携しながら、予定価格や工期の適正化、発注時期の平準化などについて、これまで以上に取り組んでまいります。

**【総括】**

　令和４年度からの新しい入札制度に関する説明は以上となります。

　これらの制度改革は、繰り返しになりますが世田谷区公契約条例の趣旨を具体的な入札制度として反映したものとなります。労働報酬下限額の遵守による適正な賃金の支払いや、社会保険の加入などによる適正な労働環境の確保、障害者の雇用や男女共同参画といった社会的責務に向けた取組みに加えて、過度な低価格入札を抑制する仕組みを導入することによって建設業の安定的で健全な発展、ひいてはこれらに伴った公共工事の品質の向上を目指すものでございます。令和４年度は試行という形で実施することとし、今後検証・分析を進めながらよりよい入札制度を目指していきたいと考えております。

　事業者の皆様には、様々なご準備やアンケートなど多大なご協力をいただくこととなりますが、区の取組みをご理解いただければ幸いです。最後までご視聴いただきありがとうございました。